

財団法人
東京市政調査會

東京市政調査會
研究員兼參事

弓 家 七 郎

議員候補者の推薦制度

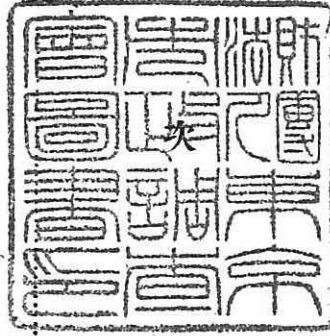
附

大東亞戰爭完遂 翼賛選舉貫徹運動指導資料 (內務省)

最近に於ける市會議員選舉狀況調 (選舉肅正中央聯盟)

議員候補者の推薦制度

目



1. 推薦制度の必要……………(一) 2. 先づ候補者を選ぶことの必要……………(二) 3. 議員候補者届出制度の概観……………(三)

4. 各國の實例……………(六) イギリス……………(七) フランス……………(七) アメリカ合衆國……………(八)

イタリヤ……………(九) ドイツ……………(一〇) 5. 結論……………(一六)

弓家七郎……………(一)

附 録

大東亞戦争 完 遂 翼賛選舉貫徹運動に就て……………内 務 省……………(七)

衆議院議員總選舉對策翼賛選舉貫徹運動基本要綱(昭和一七・二・一八閣議決定)……………(一八)

大東亞戦争 完 遂 翼賛選舉貫徹運動實施要領……………(一〇)

大東亞戦争 完 遂 翼賛選舉貫徹運動宣傳要領……………(三)

最近に於ける市會議員選舉狀況調(選舉肅正中央聯盟調査)……………(三五)

翼賛選舉の誓

一 選舉も大東亞戰爭完遂の一業です 必勝完璧の固めに 皇民わたくし達は眞心もて参加します

誓つて世紀の新議會を現はさずに措きません

一 議會の眞髓は人にあります 今こそ議會も清新を要します 皇民わたくし達の代表は 眞に 人の中の人たる 今日の人材を選びすゝめます

誓つて誤り惑ふことはありません

一 一票も自己の魂です 清く 尊く 怯みなく 郷土にあらぬますらをの意志にも問ふて皇民わたくし達の任を公明に果します

誓つて小義や情實にけがすことはありません

一 わが日本の總選舉です 畏くも民意にお質しあり給ふ弘き御下問です 皇民わたくし達は忠誠をこめ 大御心に副ひ奉ります
誓つて小やかな一票たりとあろそかにいたしません

01411112

議員候補者の推薦制度

弓 家 七 郎

1、推薦制度の必要……………2、先づ候補者を選ぶことの必要……………3、議員候補者届出制度の概況……………(一) 單純なる届出制度……………(二) 供託金制度……………(三) 推薦者制度……………4、各國の實例……………(一) イギリス……………(二) フランス……………(三) アメリカ合衆國……………(四) ……イタリヤ……………(五) ドイツ……………5、結論

1 推薦制度の必要

最近地方議會の議員選舉に當りては、無黨派的市民團體による候補者推薦制度が大に流行して居り、それがために優秀適格なる多くの議員が選出せられ、地方議會の事務能率を増進し、且つその品位を高むる上に頗る大なる貢獻をなして居るものゝ如くである。政府においても、その成績の頗る顯著なるものある事實に着目し、來る四月三十日を以て執行せらるべき衆議院議員總選舉においては、啓蒙運動の徹底及び選舉の倫理化と共に大に候補者推薦の組織を活用して「大東亞戰爭完遂の大目的に副ひ、眞に大政翼賛の重責に任すべき最適の人材を議會に動員するの機運を汎く醸成せん」として居る由である。まことに近來の欣快事と言はねばならぬ。

蓋し、從來の選舉における政府の選舉對策に對してわれわれが最も不滿としたりしことは、政府の所謂選舉對策なるものが、常に唯單純平凡なる倫理運動であるか、若くは形式的なる警察的取締り以上に出でなかつたことである。即ちそのなすところは徒にポスターを掲げて棄權をする勿れと叫んで居るものであつたり、單に抽象的な選舉道德を説いて居るものであつたり、又は買収や、戸別訪問の如き選舉犯罪を防遏したり、これを檢舉したりするところの消極的方面にのみ力をつくしたものであつて、更に一步進んで、具體的には如何にして適格者若くは不適格者を知るべきか、又は如何にしてその適格者を助くべきか、若くは不適格者を當選せしめざるやう努力すべきか等の積極的方面においては、全く興味を有せざるものゝ如くであつたことである。否、それどころか、優良適格なる候補者を推薦してこれが當選を期せんとする運動に對しても、徒に煩瑣なる形式的取締りを以てこれを困難にし、不適任者の當選を妨ぐべしとする努力に對しても濫りに干渉してこれを不可能ならしめて居たことである。要するに從來の選舉對策は餘りにも消極的であり、又形式主義的であつた。政府が今回かゝる形式主義をやめ、適格者と不適格者との間に無意味なる中立的態度を持つる方針を一擲し、積極的に優良適格なる議員の選出を目標として、推薦制度の運用に着目せられたことは、まことに機宜を得たものであることを喜ぶ次第である。

2 先づ候補者を選ぶことの必要

議會制度においては、國會議員にその人を得ると得ざるとは國家の運命に大なる關係があり、地方議會においては地方自治體の盛衰に多大の影響がある。こゝにおいて如何にして優良適格なる議員を議會に選出し得べきかについては各國とも頗る頭を悩ましつゝあるのであるが、一般には政府は候補者の人選には全く關與すべきでないとの消極的な意見が勝を制し、議員候補者の選擇は全く選舉人に任せられて、一切を選舉人の責任となし、只管選舉人の能力に

信頼し、選舉人をして棄權することなからしめ、選舉を公正に行はしむることにより、即ち買収とか脅迫とかの如き不正なる選舉運動を禁壓しきへすれば、それで直ちに優良適格なる議員を選舉し得るものであるかの如くに考へて居る傾きがあつた。而してこの主張の根柢をなすものは、學說としては素朴なる天賦人權說であり、又デモクラシーに對する盲目的な信仰である。

嘗ては國家の政治に參與することは、國民たるものが當然有するところの、生れながらの權利であるといふ學說が信奉せられ、私法上の行爲能力を有するものに對しては、すべて選舉權及び被選舉權が與へらるべきものであることが主張せられて居た。多くの國においては多かれ少かれこの主張の影響を受けて選舉權及び被選舉權の擴張が行はれたのであるが、この學說は又議員の任務なるものは、必らずしも或る一定の専門的な知識、技能若くは經驗を必要とするものではなく、その任務は唯、普通の常識と理解力とを有するものであるならば、何びとにでも容易にこれを果し得るものであるとの誤解を産み、選舉權に對して、住所、財産又は納税額等に一定の制限を設けた場合さへも、被選舉資格については、なるべくこれらの制限を撤廢したり、若くは著るしくこれを緩和したりし、議員として何人がその最適任者であるかの判斷は専ら選舉人に任せられて居た時代があつた。現今においてもこの原則は大體においてそのまゝ承認せられて居ると言つてもよいが、しかし、多年の苦き經驗はかゝる放任政策を無條件的に信奉することを得しめず、議員たるべき適格者を得るためには、選舉に先んじて先づ選舉に立候補すべき者を選定することを必要なりと痛感せしむるに至つた。如何に選舉が公正に行はれ、又は選舉人が如何に明敏なる判斷力を有して居ても、選舉せらるべき候補者のすべてが劣悪不適格者のみであるならば、その中より優良なる議員を選出し得ることは不可能であり、これに反して、選舉せらるべき候補者がすべて優良なる適格者のみであるならば、たとへ選舉人のどれだけ

が投票しなくても、又かりに如何様な選舉運動が行はれるにしても、優良適格なる議員を選出せしむるに難くない

ことが知られたからである。

かくて議員の選挙に際しては、先づ議員候補者たるべき者の選定が何よりも重要な問題とならざるを得ないのであるが、これに對しては概ね (一) 議員として選挙せられ得べき者、即ち議員候補者たり得べき者に一定の資格を要求すること、(二) 議員として選挙せられる得るためには、一定の手續を以て議員候補者として届出で若くは推薦せらるゝことを必要とすること、の如き方法が採られて居る。

第一の問題は被選挙資格に關するものであるが、これについての研究は別の機会に譲り、今はその第二の問題即ち主として議員候補者の推薦制度について述べようと思ふ。

3 議員候補者届出制度の概観

(一) 單純なる届出制度 最も單純なる候補者届出制度は、選挙期日前一定の期間を定めて候補者若くはその推薦者に對して、單にその立候補の事實を届出せしむるものである。この場合には、その定められた期間内に立候補を届出たるものゝみが、選挙において投票せらるべき資格を有し、その他の者は投票せらるゝ資格を有しない。而してその立候補者の数が選挙せらるべき者の数よりも大ならざる場合には、投票を用ひずして、その立候補者を以て直ちに當選者と定めるものである。イギリスにおいては、國會議員の選挙にありても又地方議會の選挙にありても、投票日より八日前を以て立候補日 (nomination day) と定め、立候補せんとする者は當日の一定時間内 (通常三時間) に届出を完了することを要し、若しその時間内に届出でたる立候補者の数が定員を超えざる場合には、直ちに無投票當選を宣告して居る。而してかくの如き無投票當選者の数は地方議會議員の選挙等においては常に頗る多數に上つて居る。

わが國においても、衆議院議員、府縣會議員、市會議員及び市制第六條の市 (東京、京都、大阪) の區會議員の選挙に

ありては、選挙の告示ありたる日より選挙期日前七日目までの間に立候補の届出をなすことを要し、届出をなすにあらざれば、議員候補者たることを得ないとせられて居る。

(二) 供託金制度 候補者届出制度は、そのまゝでは候補者たる者に對し、若くはその推薦者に對して何等の義務をも負擔せしむるものではない。即ち、それだけでは單に賣名を目的とするところの、若くは必らずしも當選を期待することなく、他の目的のために、選挙の機會を利用せんとするに過ぎざるところの不眞面目なる候補者に對しても、その立候補を防止することは出来ない。こゝにおいてかゝる不眞面目なる候補者の出現を防止するための一手段として、或る一定の金額を供託せしむる方法がとられる。たとへばイギリスの國會議員の選挙においては百五十鎊を供託せしめ、エール共和國にては百鎊、エストニアにては五百クローネ、リトニアにては一千ラットをそれゝ供託せしめて居る。わが國においては衆議院議員の選挙については二千圓、府縣會議員、市會議員、市制第六條の市の區會議員の選挙については二百圓の供託を必要とせしめて居る。しかしながらフランスの國會及び地方議會の議員の選挙及びイギリスの地方議會議員の選挙等においては、立候補の届出はこれを必要とせしめて居るが供託金を要求しては居ない。

猶、供託金は金銭的損失を意識せしめることによつて、不眞面目なる候補者の出現を防止することを目的とするものなるが故に、一定の得票数なき場合には没收せられるものである。小選挙區制をとるところのイギリスにおいてはその得票数が有効投票の八分の一に達せざる場合には没收せられ、わが國においてはその選挙區より選出し得べき議員定数を以て、有効投票を除したる数の十分の一に達せざるときには没收せられることになつて居る。

(三) 推薦者制度 候補者の届出制度や供託金制度は、選挙運動取締上の便宜のため、若くは不眞面目なる候補者の出現を防止するためのものであるが、しかし、そのみを以てしては議員候補者の道徳なりや否やは毫も保證せ

らるゝことを得ない。かゝる保證を得んがために多くの國々においては、候補者の届出に一定数の推薦人あることを要求して居る。たとへばイギリスにおいては、推薦届出人二名の外に八名の同意者の署名を要求し、カナダ及びポルトガルにおいては十名、デンマーク及びオランダにおいては二十五名、ベルギーにおいては百名の署名を要求して居る。ドイツにおいても一九一八年に制定せられたる現行の選舉法においては政黨を單位とする選舉制度を採つて居たので、或る政黨が候補者名簿を提出し得るためには、その政黨に對し少くとも五百名以上の支持者あることを證明することを要したが、かゝる證明あるときには選舉人二十名以上の署名を以て、候補者名簿を提出することを許して居た。一九一八年のイタリア選舉法は候補者を推薦するには三百人の署名を必要とせしめて居た。又一九二〇年のチエコスロバキヤの選舉法は、一千名の署名を要求し、ハンガリーにおいては有権者が一萬人以内の地方選舉區においてはその一〇パーセント以上、有権者数が一萬人を超える大なる選舉區にありては少くとも一千名以上の推薦者あることを必要とし、又都市の選舉區においては選舉人の一〇パーセント、最高五千人の署名を以て推薦せらるゝことを要求して居た。しかしフランスやスイスにおいては、わが國と同じく立候補者の單獨届出を以て足れりとして、一名の推薦人をも要求して居ない。³⁾ ニューヨーク市の一九三七年の憲章には、市會議員の候補者たるには、その區内における有権者二千名以上の推薦あることを要すると規定して居る。

4 各國の實例

かくの如くにして、多くの國においては議員候補者に對して何等かの規定を有して居るが、その多くは主として選舉運動を取締ること、若くは不眞面目なる候補者の出現を防止すること等を目的とするところの、言はゞ消極的のものであつて、積極的に優良なる候補者を選び出すことの努力には未だ達して居ない。

しからば、議員の候補者は事實上如何にして選定せられて居るか。この點に關しては、多くの自由主義の國々はその選定方法を國民の勝手に放任して、敢て指導もしなければ干渉もしないといふ方針に出て居る如くである。自由主義の國にして、候補者の選定につき何等かの積極的努力をして居るのは、アメリカ合衆國だけであらう。

(一) イギリス イギリスにおいては、十九世紀の初めまでは政黨組織が未だ完成せず、有権者數も極めて少數なりしたために、議員候補者は主として地方における有力者によつて勝手に選定せられ、一般の選舉人は唯その有力者の命令に従つて、若くはその買収するところとなつてこれに投票して居たものが多かつた。たとへ自ら立候補した者であつても、形式は選舉人の推薦で形式をとるのが普通であつた。ことに一八三二年の改革後は有権者が著るしく増加したので、候補者はまず〱地方の選舉區における選舉人の集會により、推薦せらるゝ形式をとるやうになつた。而して政黨の組織が完成するに至つてからは、地方における政治家が、中央にある政黨幹部の命令を受けて、若くはその意嚮を體して候補者を選定するやうになつた。この國においてはわが國におけると同じく、選舉區に居住することを以て、被選舉資格の要件として居ないために、中央における政黨幹部は頗る容易に、ことにその選舉區内に適當なる候補者を有せざる地方に對しては、一層容易に、中央の必要とするところの候補者を押し付けることが出来た。小選舉區制を採用して居ることがこの場合大に役に立つて居る。もとより、それは常に必らずしも中央の思ふ通りに行かないことも事實である。地方に適任者があるのに、それを強いて押し退けて、中央から他の候補者を強制することは容易に出来ないし、又たとへ地方に適當なる候補者のない場合でも、地方選舉人の好まざる候補者を押し付けることは出来ない。すべては政黨の地方における指名委員會 (nomination committee) とか執行委員會 (executive committee) とか稱する會議によつて決せられるものである。

(二) フランス

フランスにおける政黨は、イギリスにおけるものゝ如くに鞏固なる組織を有するものではない。

³⁾ Marcel Aragon: Guide pratique des élections législatives, p. 63—69.

⁴⁾ 拙稿、イギリスにおける選舉公正運動 (都市問題パンフレット第38號) 参照。

⁵⁾ Finer, H., The Theory and Practice of Modern Government, Vol. I. pp. 419—

く、又この國においては頗る多數の小政黨が亂立して居るがために、中央における政黨の地方に對する勢力は決して大きくはないので、地方の選舉區における政黨支部の發言權は相當強力である。こゝにおいては代議士たらんことを欲するものは、他より推薦せらるゝを俟たずして自由に立候補することが出來た。議員候補者の届出制度はあつたがそれは投票用紙を印刷するための必要から出たもので、推薦制度は全くなかつたと言つてよいものであつた。猶フランスは一九四〇年七月を以て從來の議會制度を一擲し、選舉によらざる諮問機關を以てこれに代へて居る。

(三) アメリカ合衆國 アメリカにおいて人民の選舉によりて充さるべき地位は頗る多い。その數は聯邦においては九十六名の上院議員と四百三十五名の下院議員と、五百三十一名の大統領選舉委員とを合せて少くとも一千六十二名があり、州においては合計一萬名以上、縣において約五萬名、市町村においては全部を合して約五十萬、學校區においては約四十二萬五千その他各種の行政區域において約三十萬があり、全部を合計すれば約百萬以上に達するであらうと言はれて居る。しからは、これらの地位に對する候補者は如何にして定められつゝあるか。

その初期にありては、立候補は候補者自身の宣言、又はその友人等の推薦、若くはそのために特別に催せられたる公式又は非公式の諸會合によりて決定せられて居た。しかるにその後政黨又は政黨の組織が發達し、選舉が政黨又は政黨の間に争はるゝやうになつてからは、自然それらの政黨又は政黨はそれらの黨員總會を開いて候補者の選定又は擁立をするやうになり、選舉においては極力これを擁護してそのために投票の獲得を運動するやうになつた。それらの黨員總會の最も小なる區域にて行はるゝものを投票區豫選會 (caucus) と言つた。しかしながら投票區豫選會にて豫選せられたる候補者が常に必らずしも、正式の候補者として公認せられたものではない。正式の候補者は概ね選舉區を單位とする黨派の代議員會 (convention) において決定せられたものである。例へば市會議員の候補者は市會議員選舉區の代議員會によりて決定せられ、市長の候補者は全市の代議員會によりて決定せられ、州の議員の候補者は、その選舉區を單位とする代議員會によりて決定せられ、聯邦上院議員の候補者は全州代議員會によりて決定せられ、大統領の候補者は全國の代議員會において定めらるゝ如くである。代議員會の構成は政黨によりて異なるが、大體において全國代議員會 (National Convention) は州代議員會及び聯邦下院議員選舉區代議員會によりて選出せられたる代議員を以て構成し、州代議員會は縣代議員會及び大都市代議員會によりて選ばれたる代議員を以て構成し、縣及び市の代議員會は町村及び投票區等における黨員總會又は豫選會等により選ばれたる代議員を以て構成するものである。

しかしながら、代議員會、黨員總會又は豫選會においては、常に必らずしも健全優秀なる黨員の輿論が支配するとは限らず、時としては少數の幹部が勝手なる振舞をなして一般黨員の意思を蹂躪し、甚だしきは暴力沙汰を以て恣にその欲する如き候補者を決定する如きこともあつたので、二十世紀の初頃から黨派による豫選會又は代議員會は漸次廢止せられ、市民をして投票により直接に候補者を豫選せしむる制度が次第に行はるゝやうになつた。これを直接豫選制度 (direct primary system) とす。この直接豫選制度には政黨を基礎とするものと、政黨を基礎とせざるものと二種があり、政黨を基礎とするものの中にも、黨員にあらざる一般市民にも參加投票を許すものと、黨員にあらざるものには參加投票を許さざるものとの二つがある。何れも一長一短がある。

猶この制度による場合には、一回の選舉をなすために二回の投票を行はざるべからざる面倒と缺陷とがあるので、この面倒と缺陷とを救ふために豫選の省略による直接的な候補者の選定の制度や、選擇投票制度等といふ如き方法も試みられて居るが、未だ何れも満足すべき成果を擧ぐるに至らず、候補者選定の實權は依然として政黨幹部の手に握られて居る。

(四) イタリア

議員候補者の推薦制度に關し、劃期的の新制度を採用したものは、一九二八年のイタリア選

直接豫選制度については、弓家七郎、アメリカ地方制度の研究、120—134參照。

Anderson, W., American Government, 1938, p. 437.

學法であらう。この選舉法は ① 地域代表の原則を廢棄して職能代表の原則をとりたること、② 職業組合に對して重要な國家機關たる地位を與へたること、③ ファシスタ黨を以て憲法上の國家機關たらしめたること等において特殊の意義 有するものであるが、これによりてイタリアの下院たる代議院 (Camera dei Deputati) は、全國を一つの選舉區として選出せらるゝ四百人の議員を以て構成せらるゝことになつた。

選舉資格は年齢二十一歳以上の男子、若くは妻を有する十八歳以上の男子にして、次の何れかの資格を有する者に對して認められた。

- (一) ファシスト黨に屬する労働組合若くは職業組合の會員にしてその會費を負擔すること。
- (二) 直接國稅百リラ以上を納むること、若くは國債よりの收入五百リラ以上を有すること。
- (三) 有給の官公吏たること。
- (四) 公認せられたる宗教の教師たること。

又、被選舉資格は右の選舉資格を有するところの二十五歳以上の男子に對して與へられた。

議員は全國を一選舉區とする名簿式投票制によりて選出せられるものであつた。その候補者を選定するには、先づ第一次的には、次に示す如き十三の公認全國職業組合聯合その他をして、ファシスタ黨最高評議會に對して、一定割合を以て一千名の候補者を推薦せしむることであつた。次にファシスタ黨最高評議會はその推薦ありたる名簿を基礎とし、適當なる取捨選擇を行つて四百名の候補者名簿を作成し、最後にこれを一括して國民の一般投票に附し、その可否を決するものであつた。全國職業組合聯合が最高評議會に對して推薦し得べき候補者数は合計八百名であり、その割合は次の如くであつた。

團體名	百分率
全國農業者總聯合	一二
農業從業者總聯合	一二
全國工業者總聯合	一〇
工業從業者總聯合	一〇
全國商業者總聯合	六
商業從業者總聯合	六
全國海運及空運業者總聯合	五
海運及空運從業者總聯合	五
全國陸運及内國水運業者總聯合	四
陸運及内國水運從業者總聯合	四
全國銀行業者總聯合	三
銀行從業者總聯合	三
自由業者總聯合	二〇
計	一〇〇

以上の外公益的性質を有するところの教育、文化又は社會事業等に關係する公認團體、例へば初等、中等及び高等教育者聯合、イタリア中央カトリック聯合、在郷軍人團、傷兵團、官公吏團體等は、全體として二百名の議員候補者を推薦する權限を與へられて居た。但し如何なる團體に如何なる割合を以て議員候補者推薦の權限を與ふるかは、上下兩院議員各五名よりなる委員會の審査決定に委ねられて居た。委員會の審査決定は三ヶ年毎に更新して行はれ、若しその間に不當と認められたならば、一旦候補者推薦權を與へられた團體でも、その次にはこれを取上げられる規定であつた。

これらの諸團體は選舉期日の公表せられた日から二十日前、四十日以内に、その推薦すべき候補者の名簿を最高評議會事務局に提出することを要求せられた。事務局は推薦ありたる全部の候補者名をアルファベット順を以て一個の名簿に作製する。各候補者の姓名の下にはこれを推薦したる團體名が明記せられて、最高評議會の審査に附せられるものであつた。最高評議會はその名簿を審査して、その中より適當と認むるものを自由に選擇し、且つその名簿に記載せられて居ない者でも、科學、文學、美術、政治等の方面において、著名にして且つ適當なりと認めらるゝ者があつた場合には、これをその中に加へて四百名の指定候補者表をつくり、これを官報を以て告示し、且つ内務省の費用を以て全國各市町村役場に掲示せしめるのであつた。投票は官報を以て告示した直後の第三日曜日を期して全國一齊に行はれる。投票用紙にはファシスタ黨の紋章が記され、その下に「汝はファシスタ黨最高評議會の選定したる指定候補者表に賛成するや」なる短い文章と、『然り』又は『否』と記されて居る四角のしるしが印刷せられて居るのみで、候補者の姓名等は全然印刷せられて居ない。選舉人は『然り』又は『否』と記されて居る場所に唯×印を記入すればよいのである。總投票數の過半數が賛成である場合には、指定候補者の全部が當選し、反對の場合には指定候補者表が棄却せられる。投票を審査し、候補者の當選又は棄却を決定するものはローマ控訴院である。

指定候補者表が棄却せられた場合には、ローマ控訴院は改めて競争候補者表による選舉を命じ、右の發表の日より三十日以上四十五日以内に選舉期日を定めねばならぬ。この再選舉には五千人以上の組合員を有する團體は各々の候補者表を中央選舉事務局たるローマ控訴院に提出することが出来る。但し如何なる團體も議員總數の四分の三(三百名)以上の候補者を推薦することは出来ない。而して投票の結果、得票の最も多かりし候補者表に記載せられし候補者は全部當選し、その以外の者は按分比例を以て殘餘の議席を分配する定めであつた。

この法律による第一回の選舉は一九二九年三月二十四日に執行せられた。候補者はすべてファシスタ黨の黨員

(Duce)にして最高評議會の議長たるムッソリーニにより承認せられたる人々のみであつた。その候補者の銓衡の状況は次の如くであつた。

團體種類別	候補銓衡參加者數		推薦數	被採用數
	業者又ハ雇主	被僱者		
全國農業者總聯合	二〇〇	五五〇	九六	四六
全國工業者總聯合	五〇〇	六、〇〇〇	八〇	三二
全國商業者總聯合	一、一三	一、〇〇〇	四八	一六
全國海運及空運業者總聯合	五〇	一〇〇	四〇	一〇
全國陸運及内國水運業者總聯合	二二	七〇〇	三三	一一
全國銀行業者總聯合	五〇	一〇〇	二四	一〇
銀行從業員聯合	二五〇	一〇〇	一六〇	八二
自由業者聯合	一、一八四	八、四五〇	八〇〇	二九六
合計	九、六三四			

即ち資本家側も労働者側も各々四百名づきの候補者推薦権を與へられて居たのであつたが、採用せられたものは資本家側よりは百二十五名であつたが、労働者側からは八十九名に過ぎなかつた。

しかるに自由業者の間からは八十二名もの多数が選ばれ、又組合の推薦によらずして最高評議會の選抜を受けしものが百四名に達した。これらは概ねファシスタ戦闘團に属した人々であつた。これに對しては、組合側においては、資本家側も亦労働者側も何れも不満をかくし得なかつた。しかれども投票の結果は次の如くであり、最高評議會選定の名簿は壓倒的の賛成を得て全部當選し、こゝに初めて一人もの反對黨なき議會は成立したのであつた。

有 権 者 總 數	九、六八二、六三〇
投 票 總 數	八、六六一、八二〇
賛 成 投 票 數	八、五一七、八三八 (九八・三四%)
反 對 投 票 數	一三五、七七三 (一・五六%)
無 効 投 票 數	八、二〇九 (〇・一%)

この制度による選舉は一九三四年に再び行はれたが、一九三九年三月に至り、代議院は遂に廢止せられ、職能代表主義によるファシ及び組合院 (Camera del Fasci e delle Corporazioni) を以てこれに代へられた。新しき組合院の構成員は、原則として ① ファシスタ最高評議會會員、② ファシスタ黨の國民評議會會員及び、③ 全國組合評議會員の全部を以て構成するもので、選舉による議員は一名もなす。従つてその構成員も議員とは稱せられずして國民顧問と稱せられて居る。國民顧問の數は約七百名近くである。

地方自治體の組織は一九三四年三月の市町村及縣組織法によりて定められて居る。市町村における意思決定並に執行の全權は、官吏たる市町村長官 (Podestà) の手中に掌握せられて居り、市町村議會はこれに對して僅かに諮問的地位を與へられて居るに過ぎず、その名も相談役 (consulenti) と呼ばれて居る。相談役は市町村内における勞資各組

合の推薦による候補者中より人口十萬以下の市町村にありては縣知事により、又人口十萬以上の都市にありては内務大臣により、それ／＼選任せられるもので何れも選舉ではない。その定員は概ね十人乃至四十人であるが、ローマのみは八十人を有する。

(五) ドイツ ドイツにおける國會 (Reichstag) の選舉制度は一九一九年民主主義の最も華かなりし當時に制定せられたもので、制度としては最も徹底せる民主主義的なものであつた。それは即ち名簿式比例代表制に屬するもので、投票は個々の候補者に對してなされるものではなくして、政黨別による名簿に對してなされるものであり、原則として六萬票毎に一人づきの當選者を出さしむるものであつた。この故に候補者は各政黨によつて選擇せられ、又その當選すべき順位も政黨によつて定められた。しかるに一九三三年一月ナチスが政權をとるや、彼等は先づ共產黨を初めとする左翼の諸政黨に解散を命じ、次いで壓力を加へて中央及び右翼の諸政黨に對しても、或は、解散を命じ、若くは自發的にこれを解消せしめて、自黨を除く一切の政黨を拂拭し、次いで政黨組織禁止令を出して爾後一切の新政黨組織を禁止し、ナチス黨のみの一國一黨制をつくり上げたのである。故に選舉法だけは舊のまゝであるが、今では一人の反對黨議員をも有せざる議會をつくつて居る。その候補者が黨の幹部によりて選定せられる制度も、もの通りである。

地方自治體においては一九三五年のドイツ自治體法 (Die deutsche Gemeindeordnung) により、市町村議會はなく、市相談役 (Gemeinderäte) がこれに代へられて居る。市相談役は各層の市民階級と自治體行政とを接觸せしむること、即ち上意下達、下意上通の任務を有する機關で、その數は六人乃至三十六人である。これを選任するものは地方におけるナチス黨の代理者で、黨の代理者は、市長と相談の後これを選任するものである。選任に當りては、民族としての信頼性を有するものなること、その任務を果すに足る能力を有すること、よき評判を有すること、

並にその地方自治體の生活に適したる人物であることを必要とすると言はれて居る。但し黨の代理者、當該市町村並にその監督官廳の吏員官吏及び使用者等は相談役に選任せらるゝ資格はない。

5 結 論

かくの如きが諸外國の實例である。わが國の地方議會、ことに市會の議員候補者の推薦方法については、別稿吉川末次郎氏の詳細なる研究があるから、筆者は敢へてこれが記述を避けるが、唯こゝに注意すべきことは、候補者推薦團體は、常に選舉人に對して、その推薦したる候補者につきて一切の責任を負ふことの出来るものでなければならぬことである。唯、選舉に際してのみ巧言美辭を並べてその候補者を選舉人に推薦し、しかも、當選後におけるその者の行動につきては風馬牛相聞せざる如き無責任なる態度を持して居たのでは、從來における候補者の推薦者と何等の變りはないであらう。しからば候補者推薦團體は如何にしてその責に任すべきであるか。政黨の存在したりし時代においては、その公認候補者については、これを公認したりし政黨が一切の責任を負ふて居た。不適格なる候補者を公認したりし政黨は、永久にその信用を傷けらるゝ危険があつた。しかるに候補者推薦團體が單に一時的の存在に過ぎない場合には、その責任を負ふものが全くないことになるのである。無責任なる推薦團體の存在は恐らくは議會制度そのものゝ信用を傷けるに至るであらう。

猶、候補者推薦制度については、議會の機能の上からも考へなければならぬ。國の議會の機能と、地方議會の機能とは同一でない。又國の議會の機能にしても政黨の對立があつた時代の機能と、既にかゝる對立が全く消滅したる今日における機能とは、全然異つたものになつて居る。これらについては今後研究すべき多くの問題が残されてある。

大東亞戰爭 遂 翼賛選舉貫徹運動に就て

内 務 省

今春四月三十日には愈々衆議院議員の總選舉が施行せられる筈である。昨年議員の任期延長をした爲に昭和十二年の總選舉以來滿五年目、實に支那事變始まつて以來最初の總選舉である。

未曾有の重大時局に際し敢て總選舉を行ふ所以のものは、一つには選舉が戰時下國民の總力を結集強化し、舉國一體、愈々決意を固くして戰爭目的の完遂に邁進せしむる絶好の機會であると共に、一つには今回の選舉を以て支那事變以來殊に大東亞戰爭開始以來飛躍的に發展を遂げた時局の新段階に對應すべき清新強力なる議會の成立を期待せんとするに在るのである。

斯かる重大意義を有する總選舉の施行に當つては選舉の眞意義に徹する一大國民運動の展開を必要とすることは言を俟たない所である。

今回政府は今次の總選舉に際し大東亞戰爭の完遂と翼賛議會の確立を目標として官民一體の舉國的國民運動を展開するに決し、曩に之が運動方針に關する閣議決定を見「大東亞戰爭 遂 翼賛選舉貫徹運動」の基本要綱が發表せられた。

今や時局は大東亞建設の重要使命を遂行すべき歴史的時期に際會し一面に於て總選舉を機會に必勝の決意を固むると共に愈々國內體制の強化を圖る爲には清新にして強力なる議會の確立を急務とすることは言を俟たない所である。これが爲この舉國的國民運動に於て國民の眞摯なる政治的意欲が最も強く昂揚されねばならないのである。従つて今次の運動に於ては單なる選舉教育より更に一步を進めて眞に戰爭完遂の大目的に副ひ、議會に於て大政翼賛の重責に任すべき有爲の人材を議會に動員せし

むる爲最適候補者推薦の氣運が一般選舉民の輿望として積極的に醸成せられる事を最大眼目とするのである。

かかる氣運を醸成せしむる事が翼賛議會確立の爲不可欠の緊要事であることを國民に徹底せしめ、かかる氣運の積極的昂揚を期する事が本運動の中心である。更に重大時局下の選舉に際し愈々立憲の本義を明かにし選舉の倫理化を徹底すべきは固より論を俟たぬ所であつて、未曾有の非常時下に行はれる今次の總選舉は亦選舉に關す

る在來の情弊を茲に一掃するの好機であると言ふべきである。従つて選舉の倫理化に付ても本運動は亦その徹底を期してゐるのである。

本運動は以上の目標達成の爲舉國一體の一大啓蒙運動を展開せんとするのである。

未曾有の重大時局に際し吾人は愈々必勝の決意を強固にし國內政治體制を強化し以て大東亞戰爭完遂に邁進しなければならぬ。

衆議院議員總選舉對策

翼賛選舉貫徹運動基本要綱

(昭和十七、二、一八)
(閣議決定)

一 運動ノ名稱

「大東亞戰爭完遂

翼賛選舉貫徹運動」ト稱ス

二 運動ノ目標

大東亞戰爭ノ完遂ヲ目標トシテ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スル爲衆議院議員總選舉ノ施行セラルルニ際シ一大學國的國民運動ヲ展開シ以テ重大時局ニ對處スベキ翼賛選舉ノ實

現ヲ期セントス

三 運動ノ基本方針

- (一) 選舉ヲ機トシ必勝ノ國民士氣ヲ昂揚シ大東亞戰爭完遂ニ對スル舉國礪石ノ決意ヲ鞏固ナラシム
- (二) 清新強力ナル翼賛議會ヲ確立スル爲國民ノ眞摯純正ナル政治的意欲ヲ積極的ニ喚起昂揚セシム
- (三) 大東亞戰爭完遂ノ大目的ニ副ヒ眞ニ大政翼賛ノ重責ニ

任ズベキ最適ノ人材ヲ議會ニ動員スルノ氣運ヲ汎ク醸成セシム

- (四) 重大時局下ノ選舉タルニ鑑ミ愈々選舉ノ倫理化ヲ徹底シ斷ジテ在來ノ情弊ヲ一掃シ、公正ニシテ明朗ナル選舉ヲ實現セシム

四 運動ノ實施方策

(一) 啓蒙運動ノ徹底

本運動 右ノ基本方針ニ則リ大東亞戰爭ノ完遂、翼賛議會ノ確立、翼賛選舉ノ實現ヲ目標トスル一大啓蒙運動トシテ部落會、町内會、隣保班等ノ市町村下部組織ハ勿論各種團體其ノ他有ニル組織ヲ動員シテ活潑ナル展開ヲ期スルモノトス

(二) 候補者推薦氣運ノ醸成

翼賛選舉實現ノ啓蒙運動トシテ最適候補者推薦ノ氣運ヲ積極的ニ醸成セシム

(三) 選舉ノ倫理化ト戰時態勢化

重大時局下ノ選舉ニ際シ眞ニ翼賛選舉ノ實ヲ擧ゲシムル爲左ノ方途ニ依リ選舉ノ倫理化ト戰時態勢化ヲ期スルモ

ノトス

- (一) 選舉ニ關スル在來ノ情實因縁ヲ一掃シ選舉ノ公正ヲ期セシム

- (二) 一般選舉民ノ自覺ヲ喚起シ選舉犯罪ノ根絶ト棄權防止ニ努メシム

- (三) 選舉運動關係者ニ對シテハ自肅自戒以テ違反ノ絶無ヲ期セシム

- (四) 戰時ニ即應シ選舉運動上物資勞力等ノ節約ト運動方法ノ改善合理化ニ努メシム

五 運動實施機關

本運動ハ之ヲ官民一體ノ舉國運動タラシムルモノトシ運動實施機關ノ分擔ハ概ネ左ニ依ルモノトス

- (一) 政府、運動基本方針ヲ決定シ關係機關ノ緊密ナル連絡ノ下ニ運動全般ヲ指導ス

- (二) 地方廳ハ政府ノ基本方針ニ即應シ運動實施方針ヲ決定シ地方ニ於ケル運動全般ヲ指導ス

- (三) 大政翼賛會(翼賛壯年團ヲ含ム)及選舉肅正中央聯盟ハ政府及地方廳ニ協力シ民間運動ヲ展開ス

大東亞戰爭
完 遂

翼賛選舉貫徹運動實施要領

一 本運動實施ノ目標ニ就テハ概ネ左ノ方針ニ依ルコト

(一) 大東亞戰爭下ニ行ハレントスル今次ノ總選舉ハ戰爭完遂ノ爲國民ノ總力ヲ結集スル絶好ノ機會ナルヲ以テ選舉ヲ機トシ大東亞戰爭完遂ノ歴史の使命ニ關スル認識ヲ徹底セシムルト共ニ愈々必勝ノ信念ヲ堅持シ舉國戰爭完遂ニ邁進スルノ決意ヲ新ナラシムルコト

(二) 大東亞建設ヲ使命トスル時局ノ新段階ニ對處シ愈々國內體制ノ強化ヲ圖ル爲ニハ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ急務トスル所以ヲ徹底セシメ戰時下ニ於テ敢ヘテ總選舉ヲ行ハントスル積極的意義ヲ闡明シ翼賛議會ノ確立ニ對スル國民ノ政治的意欲ヲ積極的ニ昂揚セシムルコト

(三) 本運動ハ翼賛議會ノ確立ヲ主タル目標トスルモノナルヲ以テ啓蒙運動ノ實施ニ當リテハ有爲ノ人材ヲ議會ニ動員セシムル爲最適候補者推薦ノ氣運ヲ積極的ニ醸成セシムルコトニ重點ヲ置クコトトシ就中本運動ヲシテ部落會、町内會、隣保班等ノ市町村下部組織ニ根柢ヲ有スル國民ノ自主的運動タラシムルニ努ムルコト

(四) 翼賛議會確立ノ目標ヲ實現センガ爲ニハ選舉ノ倫理化

シムルヲ適當トスルモノナルニ付大政翼賛會支部ヲシテ地方廳ニ協力活動ナル民間運動ヲ展開セシムルコト

(三) 本運動ト選舉運動トヲ混淆シ又ハ本運動ニ名ヲ藉リテ選舉運動ヲ爲スガ如キコトナカラシムルコト殊ニ市町村常會、部落會、町内會、隣保班ヲ通ズル運動實施ニ際シテハ一段ノ注意ヲ要スルコト尙選舉運動期間ニ入りテハ選舉ノ倫理化運動ヲ一層徹底セシメ苟クモ特定人ノ當選斡旋ノ虞アリト認メラルルガ如キ運動方法ハ之ヲ差控フルコト

(四) 今次ノ總選舉ハ現行選舉法ノ下ニ公正明朗ナル選舉ヲ積極的ニ行ハントスルモノナルヲ以テ選舉ノ競争ニ依ル弊害ヲ除去セントスルノ餘リ無競争、無投票ヲ理想トシ又ハ立候補ヲ制限シテ無投票ヲ策スルガ如キ措置ハ嚴ニ之ヲ慎シムコト

三 本運動實施ノ具體的方策ハ概ネ左ニ依ルコト

(一) 地方長官ハ政府ノ基本方針ニ則リ夫々道府縣選舉廳正委員會ノ諮問ヲ經テ速ニ地方ニ於ケル運動實施方策ヲ決定スルコト

(二) 啓蒙運動ノ實施ニ當リテハ左ノ組織ヲ動員シ活動ナル展開ヲ圖ルコト

- 1 市町村ニ於テハ市町村常會ヲ中心トシテ運動方策ヲ定メ關係團體ノ協力ノ下ニ積極的活動ヲ爲サシムルコト
- 2 部落會、町内會、隣保班等ノ市町村下部組織ヲ中心トシ

ヲ期スベキコトハ立憲ノ本義ニ鑑ミ當然ノ前提タルコトヲ認識セシメ殊ニ重大時局下ノ選舉ニ際シ舊態依然在來ノ情實ニ泥ミ或ハ縲紲ノ辱ヲ受クルガ如キハ戰爭目的の遂行ヲ阻害スル非國民的行爲ナルコトヲ強調シ今次ノ歴史の總選舉ヲ機トシ在來ノ情弊ヲ一掃シ公正明朗ナル理想選舉ヲ實現スルノ決意ヲ促サシムルコト

二 本運動ノ實施ニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルコト

(一) 本運動ノ實施ニ當リ既往ノ選舉廳正運動ノ實績ヲ十分尊重スベキハ勿論ナルモノ今次ノ運動ハ其ノ本旨ヲ狹義ノ選舉教育運動ノミニ局限スルコトナク大東亞戰爭ノ完遂ト翼賛議會ノ確立ニ主タル目標ヲ有スルモノナルニ鑑ミ啓蒙運動ノ實施方法ニ就テモ進ンデ新事態ニ即應セル新鮮味ヲ注入スルニ努メ選舉ニ關スル在來ノ誤レル無關心ト無氣力ヲ一掃シ選舉民ノ積極的關心ヲ喚起スルニ努ムルコト從ツテ棄權防止ノ如キモ其ノ自然ノ結果トシテ實效ヲ擧グルヲ期スルコト

(二) 本運動ハ官民一體ノ舉國運動トシテ之ヲ展開スルモノナルモ民間ニ於テハ之ヲ大政翼賛運動ノ一翼トシテ實施セ

テ啓蒙運動ヲ徹底セシムルコト

3 各種團體、職場等ヲ通ジ運動徹底ヲ促進セシムルコト就中翼賛壯年團、帝國在郷軍人會、大日本婦人會、產業報國會等ノ各種國民運動團體ノ積極的協力ヲ求ムルコト

(三) 啓蒙運動ノ實施ニ當リテハ左ノ方途ニ依リ趣旨ノ普及徹底ニ努ムルコト

- 1 新聞、雜誌等言論機關ノ積極的協力ヲ求ムルコト
- 2 講演會、懇談會、協議會等ヲ活動ニ開催スルノ外諸會合ヲ十分活用スルコト
- 3 印刷物、ラジオ、映畫、紙芝居、歌謠等ヲ利用スルコト

就中常會報、隣組同覽板等ヲ十分活用スルコト

(四) 違反防止ニ就テハ特ニ左ノ措置ヲ講ズルコト

- 1 選舉法規ヲ汎ク周知セシメ遵守精神ヲ十分徹底セシムルコト
- 2 選舉運動關係者ニ協力ヲ求ムルコト殊ニ運動員ヲ候補者ノ責任ニ於テ嚴選セシムルコト

(五) 棄權防止ニ就テハ特ニ左ノ措置ヲ講ズルコト

- 1 投票所ノ配置變更又ハ増設等ニ付再檢討ヲ加フルコト
- 2 官公署、會社、工場等ニ對シ投票便宜供與方ヲ依頼スルコト

大東亞戰爭 完 遂 翼賛選舉貫徹運動宣傳要領

三三

一 大東亞戰爭ノ意義

本運動ヲ通ジ征戰完遂ノ決意ヲ鞏固ナラシムル爲先ヅ左ノ要領ニ依リ大東亞戰爭ノ意義ヲ強調ス

(一) 日本ノ崛起ハハワイ海戰以來戰史ニ比類ナキ赫々タル戰果ヲ擧ゲ今ヤ米英ノ勢力ハ東亞ヨリ全面的ニ驅逐セラレントスル狀態ナルコト

(二) 支那事變ハ當初ヨリ大東亞戰爭ニ迄發展スル必然性ヲ有セシコト

(三) 米英ノ久シキニ互ル東亞侵略ハ東亞諸民族ヲ奴隸的狀態ニ置ケルコト

(四) 大東亞戰爭ハ米英ノ東亞侵略ヲ一掃シ東亞諸民族ヲシテ各々所ヲ得シメ其共存共榮ヲ齎サントスル聖戰ナルコト

(五) 日本國民ハ大東亞ノ指導者トシテ大東亞ノ建設ヲ通ジ世界新秩序ノ建設ニ貢獻スベキ重大使命ヲ有スルコト即チ大東亞戰爭ハ華國ノ理想ニ淵源シ我國民ニ課セラレタル歷史的偉業達成ノ爲ノ一大建設戰ナルコト

(六) 米英ノ反撃ハ長期抗戰ノ計畫ニ在リテハ國民ハ緒戰ノ勝利ニ關ルコトナク長期戰ニ備ヘ有ニル準備ヲ整ヘ愈々國內態勢ノ強化ニ邁進スベキコト

二 大東亞戰爭下ニ總選舉ノ行ハル積極的意義

ルコト

五 翼賛選舉貫徹運動基調ノ解説

(一) 大東亞戰爭ノ完遂ニ國民士氣ノ昂揚

國民ハ選舉ヲ機トシ必勝ノ意氣ト氣魄トヲ更ニ昂揚スルト共ニ選舉ヲ通ジ大東亞戰爭完遂ノ爲國ヲ譽ゲ鐵石ノ決意ヲ表明スベキ旨ヲ専ラ力説ス

(二) 翼賛議會ノ確立ニ國民政治意識ノ昂揚

清新強力ナル翼賛議會ノ確立ガ刻下ノ急務ナル旨ヲ力説シ之ガ爲國民ノ眞摯ナル熱情ト至誠トガ示サレ純正ナル政治意識ノ昂揚セララル事ガ望マシキ旨ヲ左ノ諸點ニ付強調ス
1 支那事變殊ニ大東亞戰爭以來飛躍的ニ發展ヲ遂ゲタル時局ノ新段階ハ必然ニ之ニ應ズベキ清新ナル議會ノ成立ヲ期待シテ已マザルコト

2 長期建設戰ニ應ジ國內態勢ノ強化ヲ圖ル爲ニハ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ急務トスルコト

3 翼賛議會ノ確立ハ國民ノ至誠ト赤心ヨリ迸リ出ヅル純正ナル政治的意欲ノ昂揚ノ結果トシテ實現セラルベキコト

4 「翼賛議會」トハ愈々我憲法ノ本義ニ徹シ新時代ノ要求ニ副ヒ大政ヲ翼賛シ奉ルノ責務ト機能ヲ全ウシ得ル議會ヲ謂フモノナルコト

(三) 最適人材ノ動員―最適候補者推薦機運ノ醸成
今回ノ運動ノ中核ハ從來ノ選舉端正運動ニ一步ヲ進メ積極

今次總選舉ハ戰時下愈々國民ノ總力ヲ集結シ大東亞戰爭完遂ノ決意ヲ愈々鞏固ナラシムル絶好ノ機會ナルト共ニ支那事變殊ニ大東亞戰爭開始以來ノ時局ノ新狀態ニ應ズベキ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スルニ在ルコトヲ強調ス

三 翼賛選舉貫徹運動展開ノ必要性

今次總選舉ノ重大意義ニ鑑ミ國民ハ戰爭完遂ノ爲翼賛選舉ヲ貫徹シ選舉ヲ通ジ大政ニ翼賛シ奉ルベキ義務ヲ有シ之ガ爲一大學國の國民運動展開ノ要アルコトヲ強調ス

四 翼賛選舉貫徹運動ノ基調

「翼賛選舉」貫徹トハ左ノ四點ニ基調ヲ置クモノナルコトヲ説キ特ニ第三點ガ運動ノ中核ナルコトヲ強調ス

(一) 選舉ヲ機トシ學國愈々團結ヲ強化シ大東亞戰爭完遂ニ邁進スルノ決意ヲ新ニスルコト

(二) 清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スベク國民ノ眞摯ナル政治意識ノ昂揚ヲ期スルコト

(三) 大東亞戰爭完遂ノ大目的ニ副ヒ眞ニ大政翼賛ノ重責ニ任ズベキ最適候補者ヲ議會ニ動員スルノ氣運ヲ積極的ニ醸成スルコト

(四) 愈々選舉ノ倫理化ヲ徹底シ斷ジテ在來ノ情弊ヲ一掃ス

の最適人材ヲ議會ニ動員シ翼賛議會ヲ確立セントスルニ在ルヲ以テ本項目ヲ特ニ強調スルト共ニ左ノ諸點ニ付注意ヲ喚起ス

1 清新強力ナル翼賛議會ハ最適人材ヲ議會ニ積極的ニ動員スルコトニ依リテノミ達成スルコト

2 「最適人材」トハ單ニ學識人格ニ秀デタル「良イ人」「立派ナ人」ニ止ラズ眞ニ現下ノ時局ガ必要トスル人材即チ大東亞戰爭完遂ノ大目的ニ副ヒ獻身以テ建設の努力ヲ竭スベキ有爲ノ人材ヲ謂フモノナルコト(此ノ意味ニ於テ「新人出デヨ」ノミヲ強調スルコトナク舊人ト雖モ適材ハ之ヲ出デシメントスルノ趣旨ニ依ルベキコト)

3 届出制度ニ依リテ投票シ得ベキ候補者ノ制限セララル現行選舉法ノ下ニ於テ最適人材ヲ議會ニ動員スルニハ最適人材ヲ候補者トシテ立タシムル如ク最適候補者推薦ノ機運ヲ積極的ニ醸成スルヲ要スルコト但シ茲ニ推薦トハ最適候補者ノ銓衡推薦ノ意味ニシテ選舉法上ニ於ケル推薦届出ニ限ルモノニ非ズ從ツテ候補者ノ自立ヲ排斥セザルヤウ注意ヲ要スルコト(出タイ人ヨリ出シタイ人)ハ此ノ趣旨ニ依ルベキコト)

(四) 選舉ノ倫理化―選舉宿弊ノ一掃
翼賛議會ノ確立ハ選舉ノ倫理化ヲ當然ノ前提トスルモノニシテ且ツ重大時局下ノ選舉ニ際シ選舉ノ倫理化ハ一層之ヲ

徹底スルノ要アルヲ説明シ戦時下ノ選舉ヲ機トシ斷乎宿弊ヲ一掃シ公正明朗ナル選舉ヲ實現スベキ旨ヲ強調ス
1 選舉ノ倫理化ハ我立憲ノ本義ニ鑑ミ一層之ガ徹底ヲ要スルコト

2 過去ニ於テ我選舉界ガ甚シク汚濁セラレタル例ニ乏シカラズ近來ニ於テモ違反ハ尙減少セザル事實アルコト
3 折角有用ノ材ガ立候補スルモ舊來ノ情弊ニシテ改メラルルコトナク尙不正運動ノ行ハルル限リ選舉民ノ正シキ判斷ハ爲ニ蔽ハレテ眞實議會確立ノ目的ヲ達シ得ザルコト
4 選舉ニ終ム宿弊タル情實因縁ノ舊一掃ニ重點ヲ置ク事
5 棄權ハ眞實選舉ヲ貫徹スベキ國民ノ重大義務ノ放棄ナルコト

6 選舉犯罪ヲ犯スガ如キハ戰爭目的遂行ヲ阻害スル非國民的行爲ナルト共ニ大國民ノ恥辱ナルコト

六 國民各層ノ協力要請

本運動ノ貫徹ニハ國民各層ノ奮起協力ヲ必要トスル旨ヲ特ニ強調スルト共ニ左ノ諸點ヲ力説ス

(一) 本運動ノ推進ハ政府、地方廳、大政黨議會、選舉廳正中央聯盟ヲ中核トスルモ國民各層全般ノ奮起協力ヲ絕對必要トスルコト

(二) 特ニ部落會、町内會、隣保班等市町村下部組織ノ活動如何ガ本運動ノ成否ヲ左右スルコト

(三) 各種常會ニ於テ運動貫徹ノ申合ヲナスコト
(四) 各種團體各種職域組織ノ總動員ヲ必要トスルコト
七 宣傳上ノ注意
(一) 宣傳ノ本旨ヲ大東亞戰爭完遂ト眞實議會確立ノ二大眼目ニ置キ運動ノ重點ヲ明カニスルト共ニ單ナル從來ノ倫理化運動ノ續編ノ如キ印象ヲ與ヘザルヤウ新鮮味ノ注入ニ努ムルコト

(二) 本運動ハ飽クマデ之ヲ啓蒙運動トシテ終始シ苟モ本運動ト選舉運動トヲ混同セザルヤウ注意シ、殊ニ選舉運動期間ニ入リテハ特定人ノ當選斂旋ト誤ラレ易キ言動ヲ避ケケルベク倫理化運動等ニ主眼ヲ置クコト

(三) 今次ノ選舉ガ現行選舉法ノ下ニ公正明朗ナル理想選舉トシテ行ハルベキ旨ヲ強調シ選舉競爭ノ弊害ヲ除カントスルノ餘リ無競爭、無投票ガ選舉ノ理想ナル如キ印象ヲ與ヘ却テ選舉ニ對スル國民ノ無關心、無氣力ヲ招來セシムルガ如キコトナキヤウ留意スルコト又自由立候補者ヲ非難スル言辭ヲ弄セザルコト(戰時ダ無敵ナ投票省ケ)ノ類ハ之ヲ慎シムコト

(四) 棄權防止ニ就テハ消極的防止ヨリモ優良候補ノ出現ト選舉民ノ政治意識ノ昂揚ノ結果トシテ積極的行使ニ誘導スルニ重點ヲ置クコト(捨テルナ一票)ヨリモ「一票ヲ集メテ築ク大東亞」ヲ探ル)

最近に於ける市會議員選舉狀況調

第一表

(昭和十六年) (括弧内は立候補者)

施行地	選挙	議員	有権	棄權率	當選者新舊別			當選者年齢別						當選者得票數		供託金者
	期日				定數	者數	新	前	元	二〇歳以下	三〇歳至四〇歳	四〇歳至五〇歳	五〇歳至六〇歳	六〇歳至七〇歳	七〇歳以上	
日田市	昭和十六年四月十六日	1・12 (10)	6,231	6.0	5 (K)	1 (E)	1 (D)	1 (D)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
立川市	1・10 (10)	8,424	2・11 (10)	11 (E)	1 (D)	11 (C11)	10 (C10)	1 (D)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
池田市	11 (10)	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	
小田原市	11・2 (10)	10,114	5・5 (10)	12 (E)	5 (K)	1 (D)	1 (D)	5 (K)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
宮古市	11・14 (10)	10,114	5・5 (10)	12 (E)	5 (K)	1 (D)	1 (D)	5 (K)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
佐伯市	11・2 (10)	10,114	5・5 (10)	12 (E)	5 (K)	1 (D)	1 (D)	5 (K)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
西條市	11・2 (10)	10,114	5・5 (10)	12 (E)	5 (K)	1 (D)	1 (D)	5 (K)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
三島市	11・2 (10)	10,114	5・5 (10)	12 (E)	5 (K)	1 (D)	1 (D)	5 (K)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
鹿屋市	11・2 (10)	10,114	5・5 (10)	12 (E)	5 (K)	1 (D)	1 (D)	5 (K)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
水戸市	11・2 (10)	10,114	5・5 (10)	12 (E)	5 (K)	1 (D)	1 (D)	5 (K)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
長崎市	11・2 (10)	10,114	5・5 (10)	12 (E)	5 (K)	1 (D)	1 (D)	5 (K)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
上野市	10・10 (10)	8,424	11 (E)	1 (D)	11 (C11)	10 (C10)	1 (D)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1		
諫訪市	10・11 (10)	8,424	11 (E)	1 (D)	11 (C11)	10 (C10)	1 (D)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1		
出雲市	11・2 (10)	10,114	5・5 (10)	12 (E)	5 (K)	1 (D)	1 (D)	5 (K)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	
鹽竈市	11・14 (10)	10,114	5・5 (10)	12 (E)	5 (K)	1 (D)	1 (D)	5 (K)	11 (C11)	10 (C10)	1 (C1)	11 (K)	11 (E)	11 (E)	1	

第二表

選舉肅正運動の概況並其の實績

日田市
立川市
池田市
小田原市
宮古市
佐伯市
西條市
三島市
鹿屋市

市長老、各種團體長、町内會長、隣保班長等の組合を求め協議會を開く、又市常會に於て對策を協議す、各選舉區に講演會、映畫會を開く

市内數ヶ所に講演會を開催し、且警察に於ては申合せを行ひたり

市制施行一年有半にして市會は紛糾抗爭の故を以て解散を命ぜられたるを以て市民の意を反映して町内會同、推選會等に依る理想の躍起り府市警察、新聞社等これに協力し町内常會の體を以て町内代表一〇名一級有代表一〇名を以て、衝言をせしこと、三十名を推薦す、新聞社は座談會又はは語の募集を行ひ府市共同にて講演會座談會等を行はたり

西條市新警察を行ふ講演映畫會(九回)を開く町内會同を通じて議員の徹底を圖りボスター、ピラ等を市内要所に貼付、映畫館に懸垂幕を街路に端幕を立札を掲げ兒童を通じて各屋に掛け肅正に關する國策作文の展覽會をなす配布したる印刷物七種

各選舉區に亘り七回の講演會をなす、第一回は二十一名の相當に三十七名の候補者ありたるが全縣に亘り長の餘症にて元老五氏にて定員を推薦す、其の他の三區も夫々餘症會にて推薦し各區共無一票となる

推選候補に依る理想運動を目とし元町村會議員町内會長、各種團體長、各界代表を以て「新選舉區同盟會」を組織し全町内會に呼かけ市民の總意に依り各選舉區毎に町内會長六分有志四分を以て之として餘症會を開き一齊に推薦す、自由立候補なく無一票となる

縣市共同にて町内會同常會等を中心に明確市會建設の方策に付懇談を重ね其の總意に基き餘症委員を擧げて候補者三十名を餘症推薦するに至る

推選候補に依る無競争運動を目とし縣市協力の下に講演會等に依り議員の徹底に力めたるも推選會、若中三三三票、自由立候補者二十七名あり結局推選二十一票、自由九名當選す、推選候補三七八三票、自由候補二四七七票

水戸市

町内會同組合を中心として解散の汚名を雪ぎ明確市政を再建する爲の協議懇談をなす結局町内會代表並有志各六名宛を以て餘症會を開き三十六名の候補者を推薦せり

長崎市

大政翼賛會、府市支部の催による長崎市會建設運動を中心に凡ゆる方法を盡し部落會町内會等組織等を總動員して解散に依る汚名を雪ぎ、全市政の「建」を目して議員の徹底を圖りたり結果町内會を代表する約三百名の餘症委員に依り四十四名の候補者を推薦するに至る

上野市

縣市よりメッソーチ等を配布し肅正選舉の徹底に力めたり警察に於て夫々自薦の申合せをなす

諏訪市

全市政建設を目標とし市常會にて推薦候補に依る理想運動を行はんとし、議決之を町内會同組合まで徹底的に支持する旨申合せたるを以て隣組有識者代表等を愛し推薦同盟會の内に依り會同餘症委員を擧げて候補者を定めたり、此の間講演會座談會等を頻繁に行ひ壯年團日初め市民の熱心なる協力を得たり

出雲市

市融合の市政建設を以て、反の組織を期するため部落町内會長、各種團體長等の會合により理想運動を實施すべく町内に呼かけ「肅正委員會」を組織し、候補者三十名内三名辭し又は死亡し二名を補充すを推薦して其の全部二十九名の當選を見る

鹽竈市

縣市共同の講演會を開く、市内長老の餘症にて愛市同盟を組織し且町會長、各種團體長の協力の下に町内會同選出のもの四十一名、市同盟會長並名のもの二十三名に依り餘症會を開き更にその中より特別餘症委員九名を擧げて候補者三十名を餘症推薦す

選舉運動狀況並其の結果等

市長老、町内會等の組合に於て全町内會同の運びに至るもならず七選舉區中三選舉區のみ無一票となる運動は又書のみに依る選舉反對票七十一件

推選候補三十名は愛市推選同盟會長の名を以て廢川を了し供託金推薦の費用等全部同盟に於て用意したり自由立候補なく無一票となる

運動には多少の動かし難い公正に行はれたり警察署に於て候補者を招集肅正實行の申合せをなしたり

各選舉區毎に自薦推選候補者の共同選舉事務所を設け推選に於て一切運動の準備をなしたるも其の勢なくして止みたり

自由立候補者三名一選舉區にありたり推選候補者三十名は共同選舉事務所を設け推選に於て一切の運動を行はたり

警察にて申合せ立看板及演説會を廢し接談狀は一同とし當選結果は川さることとなり當選者にして當選せられたるもの二名あり又選舉反對として初選確定のもの四十三名あり

自由立候補者出の爲退城に入りたるも推薦候補者二十名自由立候補十六名の當選を見た

自由立候補者十四名あり選舉の結果推薦側四十三名自由側二名の當選を見るに至る

選舉反對十七件ありたり

愛市推薦會長の名を以て一切の手續を了す推薦候補三十名の外自由立候補者九名あり、結局推薦二十七名自由三名の當選を見た

推薦候補者は夫々立候補の接談狀を出す程度にて當選なりき自由立候補者三名ありたるも中一名當選二名は落選す

自由立候補者十一名あり選舉の結果推薦候補二十三名自由候補者七名當選す

「都市問題」(本會機關誌毎月1日發行) 特輯號目錄

	發 行 年 月	定 價	送 料
自治制發布五十周年記念號	昭和 13. 4	1.60	.03
都制案要綱批判特輯	13. 8	.60	.03
時局と都市財政	14. 4	.50	.02
地方稅制改正案批判特輯	14. 10	1.30	.05
都市交通調整問題	14. 12	.60	.03
市制府縣制改正案批判特輯	15. 1	1.00	.04
本邦都市の史的觀察主輯	15. 2	.50	.02
地方計畫の研究主輯	15. 3	.50	.02
支那都市に關する研究主輯	15. 4	.50	.02
住宅問題研究主輯	15. 5	.80	.03
都市社會の研究主輯	15. 6	.50	.02
事變下都市の經濟活動主輯	15. 7	.60	.03
戰時市民生活主輯	15. 8	.50	.02
都市の人事行政主輯	15. 9	.50	.02
國土計畫と都市特輯	16. 1	1.50	.04
都市の地理的條件主輯	16. 3	.50	.02
生鮮食糧品出荷配給統制問題主輯	16. 5	.50	.02
配給統制と都市の經濟活動主輯	16. 8	.70	.03
臨戰體制と都市財政	16. 11	.50	.02
戰時歐洲都市事情	17. 1	.5	.02
決戰體勢と地方行政の改革	17. 2	.5	.02

市政の基礎知識

叢書
B 六刊
既刊十冊
以下隨時追刊
紙幀美裝

1 都市問題概說

弓家七郎著 P.56 ¥.15 円.03

2 地方自治の沿革

龜卦川浩著 P.84 ¥.20 円.03

3 都市計畫

弓家七郎著 P.96 ¥.25 円.03

4 都市の財政

岡野文之助著 P.77 ¥.20 円.03

5 東京都制問題

龜卦川浩著 P.41 ¥.10 円.03

6 都市の人口

猪間驥一著 P.103 ¥.30 円.03

7 市制の大要

龜卦川浩著 P.92 ¥.25 円.03

8 都市の公益企業

岡野文之助著 P.123 ¥.30 円.03

9 地方稅制の沿革

藤田武夫著 P.131 ¥.30 円.03

10 わが國都市の現勢概觀

弓家七郎著 P.56 ¥.25 円.03

財團法人 東京市政調査會發行

「都市問題」(本會機關誌毎月1日發行) 特輯號目錄

	發 行 年 月		定 價	送 料
	年	月	円	円
市 會 議 員 選 舉 特 輯	昭和	4. 2	.8	.035
後 藤 伯 爵 追 悼 號		4. 6	.80	.035
復 興 展 記 念 號		5. 1	1.00	.035
都 市 問 題 會 議 記 念 特 輯		5. 10	.80	.025
地 方 行 政 及 財 政 整 理 問 題 特 輯		6. 8	.8	.025
地 方 財 源 特 輯		6. 10	.8	.03
公 益 企 業 特 輯		7. 1	2.50	.075
東京市政調査會 市 政 論 集 創立十周年記念		7. 3	1.5	.03
大 東 京 記 念 特 輯		7. 10	1.00	.055
都 制 問 題 特 輯		7. 11	.6	.025
市 會 選 舉 對 策 號		8. 2	.7	.035
選 舉 肅 正 號		8. 3	.7	.035
中 央 市 場 卸 賣 人 單 複 制 主 輯		8. 12	絶版	
增 新 稅 問 題 批 判 號		9. 3	.00	.025
第四回全國都市問題會議記念特輯		9. 10	1.00	.04
災 害 防 備・自 治 濟 美 特 輯		9. 11	.60	.03
地 方 財 政 改 善 策 特 輯		10. 8	1.00	.065
地 方 制 度 改 革 特 輯		11. 5	1.30	.055
都 市 保 健 問 題 特 輯		11. 8	1.00	.045
第五回全國都市問題會議記念號		11. 10	.50	.025
都 制 案 批 判 主 輯		11. 11	.50	.03
地 方 財 稅 制 改 革 案 特 輯	臨時増刊	11. 11	1.00	.05

昭和十七年四月二十日印刷
昭和十七年四月二十四日發行

「議員候補者の推薦制度」
定價二十五錢

(出文協承認)
ア 40098

著 者 弓 家 七 郎
發行者 東京市麹町區日比谷公園二番地 泰 滿
印刷者 東京市品川區東大崎三丁目二三九番地 鈴木 茂

發行所

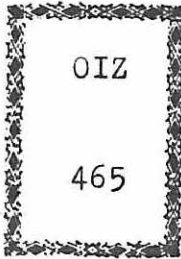
財團法人

東京市政調査會

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淺路町二ノ九

刷印社會式株刷印屋中





OIZ

465